

宮城県公報

行 発
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次




ページ




○公印の廃止	(私学文書課)	一
○公印の新調	(同)	二
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(共同参画社会推進課)	二
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)	(同)	三
○救急医療機関の認定	(医療整備課)	三
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	三
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	三
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧	(水産業振興課)	四
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	四
○道路の供用開始(二件)	(同)	四
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	五
○土地区画整理組合の解散の認可	(同)	五
○土地改良事業の工事の完了の届出	(北部地方振興事務所)	五
○教育委員会 教育委員会		五
○教育委員会臨時会の開催		五
正 誤		五
○宮城県公報平成二二年号外第二号中		六
○宮城県公報平成二二年号外第一七号中		六
○宮城県公報平成二二年号外第一五号中		六
○宮城県公報平成二二年号外第一六号中		六
○宮城県公報平成二二年号外第二八号中		六



告 示

○宮城県告示第七百四十九号
次のとおり公印を廃止した。
平成二十二年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	種類	用途	印影	廃止年月日
宮城県出納長之印	出納長印	一般文書用		平成二十二年 三月三十一日
宮城県出納長之印	出納長印	支払通知用		平成二十二年 三月三十一日
宮城県出納長職務代理者印	出納長代理印	一般文書用		平成二十二年 三月三十一日

<p>宮城県会計 管理者印</p>	<p>名称</p>	<p>種類</p>	<p>用途</p>	<p>印影</p>	<p>使用開始年月日</p>
<p>宮城県会計 管理者印</p>	<p>宮城県会計 管理者印</p>	<p>一般文書用</p>		<p>平成二十二年 四月一日</p>	<p>宮城県知事 村井嘉浩</p>
<p>宮城県仙台 地方ダム総 合事務所長 之印 樽水 ダム管理事 務所</p>	<p>宮城県仙台 地方ダム総 合事務所長 之印</p>	<p>地方機関</p>	<p>ダム総合 事務所ダム 管理事務用</p>		<p>平成二十二年 三月三十一日</p>
<p>宮城県仙台 保健福祉事 務所長之印 塩釜総合 支所</p>	<p>宮城県仙台 保健福祉事 務所長之印</p>	<p>地方機関</p>	<p>一般文書用</p>		<p>平成二十二年 三月三十一日</p>

<p>宮城県動物 愛護センタ ー現金取扱 員之印</p>	<p>現金取扱 員印</p>	<p>地方機関用</p>		<p>平成元年 四月一日</p>
<p>宮城県会計 管理者事務 代理者印</p>	<p>会計管理者 事務代理 者印</p>	<p>一般文書用</p>		<p>平成二十二年 四月一日</p>
<p>宮城県会計 管理者印</p>	<p>会計管理 者印</p>	<p>支払通知 書用</p>		<p>平成二十二年 四月一日</p>

○宮城県告示第七百五十一号
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人
 の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。
 平成二十二年七月二十日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ひよこ会 宮城県知事 村井嘉浩

一 代表者の氏名 青野 里美

二 主たる事務所の所在地 岩沼市たけくま一丁目二十六番八号

三 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、障がい者、子育て等様々な理由で日常生活にお
 ける援助を必要とする方々に対して、そのニーズに応じたサービスを

四 申請のあった年月日 平成二十二年七月六日

○宮城県告示第七百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

提供することにより、地域住民が互いに自立し、安心して生き生きとした人間性豊かな生活を営める社会を創造することに寄与することを目的とする。

平成二十二年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ひたかみ水の里

一 代表者の氏名 新井 偉夫

二 主たる事務所の所在地 石巻市中里六丁目一番五号

三 定款に記載された目的 この法人は、次世代への命の継承の根源をなす水循環を可能にする、新たなライフスタイルの創造と実践を目指し、水環境の最小単位としての流域環境の保全、改善等を通して、水循環と人の暮らしが共生できる流域連携社会の形成に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年六月二十九日

○宮城県告示第七百五十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十二年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 泉パークタウンSPO&COMクラブ

一 代表者の氏名 若生 達夫

二 主たる事務所の所在地 仙台市泉区高森三丁目一番地 仙台市立高森小学校内

三 定款に記載された目的 この法人は、泉パークタウンに居住する方を中心に、世代間の交流と生涯スポーツの実践により、青少年の健全育成や仲間づくりと健康維持増進や自己啓発に寄与し、ひいては地域のコミュニティーの活性化に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年七月六日

○宮城県告示第七百五十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十二年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称 医療法人社団仙石病院

所在地 東松島市赤井字台五三番地

認定年月日 平成二十二年七月十七日

認定の有効期限 平成二十五年七月十六日

○宮城県告示第七百五十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百三十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二〇〇六三八	児童デイサービス学童クラブびのっちお石巻市大橋三丁目七番六号	児童デイサービス	特定非営利活動法人夢みの里	平成二十二年七月一日

○宮城県告示第七百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十二年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所 牡鹿郡女川町高白浜字高白九〇の二

二 指定の目的 干害の防備

三 指定施設要件

1 立木の伐採の方法

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二〇〇六三八	児童デイサービス学童クラブびのっちお石巻市大橋三丁目七番六号	児童デイサービス	特定非営利活動法人夢みの里	平成二十二年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- (一) 主伐に係る伐採種は定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係るものは次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

○宮城県告示第七百五十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査を平成二十二年七月二十日から平成二十二年八月三日まで縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	発起人の住所及び氏名 塩竈市浦戸寒風沢字湊九十八番地 内海豊太郎 塩竈市浦戸寒風沢字湊百七番地 川上 太郎	加入区 浦戸東部加入区	漁船損害等補償法第百二十二条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 宮城県漁業協同組合	縦 覧 場 所 塩竈市浦戸寒風沢字湊百三十六番地の一 宮城県漁業協同組合 塩釜市浦戸東部支所
---------	-------------------------------------------------------------------	----------------	-----------------------------------------------	---------------------------------------------------------

○宮城県告示第七百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 三百九十八号
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	一〇・二丁 二三・五	三七五・〇
	後	八・五丁 二三・五	三七五・〇

石巻市北上町橋浦字南釜谷崎三四六番四地先から
同市同町十三浜字狐谷地無番地先まで

○宮城県告示第七百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

平成二十二年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 東和薄衣線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	一五・〇 二八・四	二二〇・〇
	後	一五・〇 二八・四	二二〇・〇

登米市東和町錦織字茶畑七〇番一地从先から
同市同町錦織字馬口窪無番地先まで

○宮城県告示第七百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三百九十八号	石巻市北上町橋浦字南釜谷崎三四六番四地先から同市同町十三浜字狐谷地無番地先まで	平成二十二年七月二十日

○宮城県告示第七百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	東和薄衣線	登米市東和町錦織字茶畑七〇番一地从先から同市同町錦織字馬口窪無番地先まで	平成二十二年七月二十日

○宮城県告示第七百六十二号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
- 2 名称 杜せきのした地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百六十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第一項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。

平成二十二年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称 東松島市大溜土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地 東松島市矢本字上河戸二十五番地一
- 三 解散事由 事業の完成

四 解散認可の年月日

平成二十二年七月十四日

○宮城県告示第七百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成二十二年七月二十日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

届出者の名称	地区名	事業の名称	工事を完了年月日
栗駒町	片子沢	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	平成二十二年三月二十五日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十七号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の臨時会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十二年七月二十日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

- 一 日時 平成二十二年七月二十六日 午後一時
- 二 場所 教育委員会会議室
- 三 事件

1 職員の人事について

